

特定個人情報取扱規則

(目的)

第1条 本規則は、公益財団法人風に立つライオン基金(以下「基金」という。)における個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、基金の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 本規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。

(2) 個人番号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）第2条第5項が定める住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

(3) 特定個人情報

個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。

(4) 個人情報ファイル

個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもののか、特定の個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものとして「個人情報の保護に関する法律施行令」で定めるものをいう。

(5) 特定個人情報ファイル

個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

(6) 個人番号関係事務

番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務（行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が同条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務）に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

(7) 本人

個人番号によって識別され、又は識別され得る特定の個人をいう。

(8) 従業者

基金の組織内にあって直接間接に基金の指揮監督を受けて基金の業務に従事している者をいう。雇用関係にある従業員（正職員、契約職員、パートタイム職員等）のみならず、理事、派遣社員等も含まれる。

(基金の責務)

第3条 基金は、番号法その他の個人情報保護に関する法令及びガイドライン等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の保護に努めるものとする。

(個人番号の取り扱う事務の範囲)

第4条 基金は、特定個人情報を取り扱う事務の範囲を以下のとおりとする。

- (1) 労働・社会保険関係事務
- (2) 源泉徴収票作成事務
- (3) 年末調整事務
- (4) 法定調書作成事務

(事務取扱責任者・担当者)

第5条 基金は、特定個人情報等の管理に関する責任者を定め、総務担当理事を特定個人情報等管理責任者とする。

- 2 基金は、特定個人情報等に関する事務を取り扱う者として、事務取扱担当者を置く。
- 3 事務取扱担当者は、特定個人情報等に基づき特定個人情報ファイルを作成する。
- 4 事務取扱担当者は、特定個人情報等を取り扱う情報システム及び機器等を適切に管理し利用権限のないものには使用させてはならない。
- 5 事務取扱担当者は、特定個人情報等に関する事務の運用状況を明確にするため、取り扱い状況を確認するための記録を作成し、適宜記録する。

(収集の制限)

第6条 基金は、特定個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法で行うものとする。

- 2 基金は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の特定個人情報を収集又は保管しないものとする。

(個人番号の提供の求めの制限)

第7条 基金は、番号法第19条各号に該当して特定個人情報の提供を受けることができる場合を除くほか、他人に対し、個人番号の提供を求めないものとする。

(本人確認)

第8条 基金は、本人またはその代理人から個人番号の提供を受けるときは、番号法第16条の規程に従い、本人確認を行うものとする。

- 2 従業者は、個人番号の提供が番号法の定めにより個人番号関係事務に必要なものである限り、当社が行う本人確認の措置に協力しなければならない。
- 3 前項にかかわらず個人番号の提供に協力しなかったことによる不利益は当該従業者が負うものとする。

(個人番号の利用)

第9条 基金は、個人番号関係事務を処理するために、個人番号を利用するものとする。なお、たとえ本人の同意があったとしても、利用目的を超えて個人番号を利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、基金が保有している個人番号を利用することができる。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第 10 条 基金は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合に限り、特定個人情報ファイルを作成することができる。

(特定個人情報等の提供)

第 11 条

基金は、法令で認められた場合を除き、特定個人情報を第三者に提供しない。

(開示・訂正)

第 12 条 基金は、基金が保管する特定個人情報等については、適法かつ合理的な範囲に限り開示することとし、特定個人情報等の本人より訂正の申出があったときは、速やかに対応する。

(保管期間)

第 13 条 基金は、個人番号関係事務を処理するため必要な期間に限り、特定個人情報等を保管する。ただし、所管法令等によって保存期間が定められているものについては、当該期間保管することとする。

(廃棄)

第 14 条 基金は、前条に定める保管期間が経過した場合、特定個人情報をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない。

(苦情対応)

第 15 条 基金は、特定個人情報等の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

2 苦情対応の責任者は、理事長とする。

(従業者の義務)

第 16 条 基金の従業者又は従業者であった者は、業務上知り得た特定個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 特定個人情報等の漏えい、滅失若しくは毀損の発生又は兆候を把握した従業者は、その旨を特定個人情報等管理責任者に報告するものとする。

3 本規程に違反している事実又は兆候を把握した従業者は、その旨を特定個人情報等管理責任者に報告するものとする。

4 特定個人情報等管理責任者は、前 2 項による報告の内容を調査し、本規程に違反する事実が判明した場合には遅滞なく理事長に報告するとともに、関係部門に適切な措置を取るよう指示するものとする。

(特定個人情報等の安全管理)

第 17 条 基金は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の特定個人情報等の安全管理のために、必要な措置を講ずるものとする。

(情報漏えい等事案への対応)

第 18 条 基金が情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合には、特定個人情報等管理責任者は、必要に応じて、適切かつ迅速に以下の対応を行う。

(1) 事実関係の調査及び原因の究明

- (2) 影響を受ける可能性のある本人への連絡
- (3) 特定個人情報保護委員会及び主務大臣等への報告
- (4) 再発防止策の検討及び決定
- (5) 事実関係及び再発防止策等の公表

(取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し)

第 19 条 基金は、特定個人情報等の取扱状況を把握し、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組むため、必要に応じて取扱状況を点検するものとする。

(従業者の監督・教育)

第 20 条 基金は、特定個人情報等の安全管理のために、従業者に対する必要かつ適切な監督・教育を行うものとする。

(委託先の監督)

第 21 条 基金は、特定個人情報等の取扱いの全部又は一部を基金以外の者に委託するときは、委託先において番号法に基づき基金が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられているか否かについて、あらかじめ確認した上で、原則として委託契約において、特定個人情報等の安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 委託先が特定個人情報等の取扱いの全部又は一部を再委託する場合には、基金の許諾を得るものとする。また、再委託が行われた場合、基金は、委託先が再委託先に対して必要かつ適切な監督を行っているかについて監督するものとする。

(特定個人情報等を取り扱う区域の管理)

第 22 条 基金は、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域（以下「管理区域」という。）及び特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を明確にし、それぞれ以下のとおりの安全管理措置を講ずる。

(1) 管理区域

入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器等の制限

(2) 取扱区域

・ 壁又は間仕切り等の設置及び事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所への座席配置や、後ろからのぞき見される可能性が低い場所への座席配置等に努める。

(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)

第 23 条 基金は、管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、以下の安全管理措置を講ずる。

(1) 特定個人情報等を取り扱う電子媒体又は書類等は、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。

(2) 特定個人情報ファイルを取り扱う機器は、セキュリティワイヤー等により固定する。

(電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止)

第 24 条 基金は、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を管理区域又は取扱区域の外に持ち出す場合、以下の措置を講じる。

(1) 持ち出しデータの暗号化、パスワードによる保護、又は施錠できる搬送容器を使用

する。ただし、行政機関等に法定調書等をデータで提出するに当たっては、行政機関等が指定する提出方法に従う。

- (2) 特定個人情報等が記載された書類等は、封緘して持ち出す。

(個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄)

第 25 条 基金は、個人番号を削除又は廃棄する際には、以下に従って、復元できない手段で削除又は廃棄する。

- (1) 特定個人情報等が記載された書類を廃棄する場合、焼却、溶解、復元不可能な程度に細裁可能なシュレッダーの利用又は個人番号部分を復元できない程度のマスキングを行う。
 - (2) 特定個人情報等が記録された機器又は電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアを利用するか、又は物理的な破壊を行う。
 - (3) 特定個人情報ファイル中の個人番号又は一部の特定個人情報等を削除する場合、データ復元用の専用ソフトウェア、プログラム、装置等を用いなければ復元できない手段で削除する。
- 2 基金は、個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認する。

(技術的セキュリティ措置)

第 26 条 基金は、事務取扱担当者及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行う。

- 2 基金の特定個人情報等を取り扱う情報システムは、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証するものとする。
 - 3 基金は、情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するため、以下の措置を講じる。
 - (1) 基金の情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する。
 - (2) 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入する。
 - (3) 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする。
 - (4) ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する。
- 4 基金は、特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路の暗号化を行うよう努める。

(罰則及び損害賠償)

第 27 条

- 1 基金は、本規則に違反した従業員等に対して就業規則に基づき処分を行い、その他の者に対しては、契約又は法令に照らして処分を決定する。
- 2 前項の場合、基金に損害が生じた場合は、違反した従業員等に対して、損害賠償を請求するものとする。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。（令和 5 年 3 月 15 日理事会議決）